

令和6年度 栃木市入札適正化委員会 第1回会議 議事概要

1. 日 時 令和6年8月27日（火）午後1時38分から午後3時25分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員
事務局 経営管理部長
契約検査課長
契約検査課副主幹兼契約係長
契約検査課課長補佐兼検査係長
契約検査課契約係職員 2名
水道建設課施設係職員
消防総務課消防総務係職員
建築住宅課長
建築住宅課係長兼建築整備係長
道路河川整備課道路整備第2係職員
下水道建設課副主幹兼建設係長
下水道建設課建設係職員
4. 議 題 (1) 委員長及び副委員長の選任について
(2) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告
(3) 抽出事案についての審議
(4) その他
5. 会議概要

| 会 議 概 要 | |
|------------------|--|
| (事務局) | 開会を宣言する。 |
| 【議題（1）】 | ～委員長及び副委員長の選任について～ 互選により、委員長に小林氏、副委員長に飯島氏を選出。 |
| 【議題（2）】 (委員長) | 事務局から報告をお願いする。 |
| (事務局) | 令和6年1月1日から6月30日までの6か月分の入札及び契約手続きの運用状況について報告する。 総契約件数は90件、契約金額は27億4,737万4,850円である。内訳は、条件付一般競争入札が31件、契約金額は23億6,968万500円、指名競争入札が42件、契約金額は2億5,680万7,650円、随意契約が17件、1億2,088万6,700円である。 全体の平均落札率は95.75%、条件付一般競争入札が95.52%、指名競争入札が95.92%であった。 令和6年1月1日から6月30日の期間における指名停止はなかった。 |

建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。

(委員) 数値的判断基準未滿や不調関係が目につく。以前より入札環境が変わってきているのか。

(事務局) 人手や技術者の不足が原因と考える。建設業者側の積算能力が向上しており、人手不足のため労務費をそれなりに払わないと工事が成り立たないことが大きく影響してると思われる。

(委員) 入札不調の件は土木と舗装の工種が多く、1月に集中している。この時期はおそらく各業者の手持ち業務が増えて、新たに受注する余力がなく、季節的などころもあるのではないか。

(事務局) そのとおり12月1月に執行した入札に不調が多かった。受注者側に確認したところ、配置できる技術者がいないと断念してしまっていたことが原因だったため、技術者の配置基準については説明した。

舗装工事は年度末にかけてどこの自治体も集中して発注、専門業者の下請けに出す業者数も限られることが原因と思われる。契約検査課としては発注時期の平準化を市内には通知しているが、緊急の工事はやはりあるので、発注時期の調整もできなく、このような結果になったと分析している。

(委員) 業者への説明は対面で行ったのか。オンラインか。書面上なのか。

(事務局) 対面で行った後、市のホームページで改めて周知した。建設業組合を通して周知も行っている。

(委員) 改善できることとして、間違いやすいことが想定されるような場合においては受注者に説明をしていただきたい。

(事務局) 了承した。

(委員長) 入札によらない請負契約が随意契約ということだが、資料を拝見すると大体見積合わせによるもの多くて、特命がいくつもあるようであるが、指値発注はないのか。

(事務局) 指値発注は建設業法により禁止されている。
随意契約であっても予定価格を定め、その予定価格の範囲内でなくては契約できない。

(委員長) 予定価格は会計法で決まってる金科玉条の決まりである。

(委員) 随意契約に関する資料は性質上によるものなのか、あるいは緊急によるものなのか、入札不調によるものなのか、その点が明らかであれば十分だと思うので、次回資料を作成され

る際には参考にさせていただきたい。

<審議結果>

～了承～

【議題（２）】

（委員長）

「（２）抽出議案についての審議」を議題とする。抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いする。

（委員）

抽出した４件の抽出理由を説明する。

条件付き一般競争入札の１件目は、「菌部浄水場紫外線照射施設新設工事」。抽出理由は契約金額が大きいこと、その割に参加業者が少なかったことである。この工事に限らず、ほとんどの工事の落札率が96%であるため、不自然な印象を受けてしまった。競争性を確保する必要があると思うので、留意されたのか確認したい。

２件目は、「栃木市消防署解体工事」。失格・無効が多く、理由も数値的判断基準未満という聞きなれない内容であったため、詳しく説明をいただきたい。

指名競争入札の１件目は、「市道1073号線 道路改良工事」。無効の理由である「ICカード未更新」が見慣れない理由だったため、詳細を伺いたい。

２件目は、「公共汚水柵設置工事（藤岡町第3処理分区）」。入札不調が続いているが、再入札にあたっての変更した点と、不調となった理由を伺いたい。

（委員長）

抽出案件①の説明をお願いする。

（事務局）

抽出案件①「菌部浄水場紫外線照射施設新設工事」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（入札参加形態、工種、格付等、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

当該工事については、特定JVによる施工としている。工事内容や規模から入札参加要件を定めるところ、入札に参加できる特定JVは、最大で11者。入札参加の地域要件を市内業者、準市内業者とし、本工事に対応できる格付等を設定したが、JVを結成するにあたり、それぞれの業者の相性等により、入札参加業者数は2特定JVになったと思われる。特定JVによる入札の場合は、入札参加資格審査を行うが、資格審査時に3特定JVより申請があった。入札の期限後に、入札が出来なかった旨の連絡を受けている。

落札率が96%であること理由は、入札が適正に執行された結果であるものと考えている。入札後、情報公開制度を活用し、金額が記載されている設計書の閲覧や写しの交付を受けることにより、単価等の情報を入手できる。

（委員）

予定価格内でやってくれればいいが、競争面が働く余地が

少ないように感じる。

(事務局) 地方公共団体が執行する入札の競争性の確保、これは最重要課題であり、競争性が担保されていなくてはならない。一方で、市民の方が直接口にするものであるため安心安全も担保されなくてはならないことから、競争性の確保と安心安全という課題を念頭に、公平公正で適正な入札の執行に努めていきたい。

(委員) 他の浄水場でも同じように紫外線照射施設を作っていく予定はあるか。

(事務局) ある。同じく浅井戸から取水しているところに関しては紫外線照射施設を整備していく予定で、近年につくられた浄水場には建築当初から紫外線照射施設が備わっている。

(委員) 今後も同じような工事が続くようであれば、競争性の確保について留意する必要がある。また専門性もあるため、その兼ね合いと思う。

<審議結果> ～抽出事案①了承～

(委員長) 抽出事案②の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案②「栃木市消防署解体工事」を資料に基づき説明。
～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付等、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数、設定の経緯）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）、低入札価格調査制度、数値的判断基準～
4者が数値的判断基準未満であったため失格となったことについては、受注意欲の表れであるものと考えている。

(委員) 無効だった1者も数値的判断基準未満で失格はありえたのか。

(事務局) ありうるが、こちらについては入札書と内訳書の件名が違う点で、その入札自体を無効と記載している。

<審議結果> ～抽出事案②了承～

(委員長) 抽出事案③の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案③「市道1073号線 道路改良工事」を資料に基づき説明。～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

ICカード未更新により無効になった理由は、会社名を変更した旨の変更届書があったが、開札をしたところ、旧名称のICカードで入札したことを確認したため無効とした。

なお、変更届書が提出される前に、電話で問い合わせがあった際、ICカードを変更することや入札までにICカードの変更が間に合わない場合は、紙で入札をできる旨を伝えている。

(委員) 紙入札もできることはわかっていながら電子入札してきたということか。

(事務局) 事前には説明していたが、おそらくICカードを変更すること自体を忘れていたのではないかと思われる。

(委員) そのようなミスは結構あるのか。

(事務局) 年に何回かはある。

(委員長) 数十mぐらいの延長で小規模な改良工事はやるのか。

(事務局) 今回の場所は一部未改良区間があり、それを今回対応する工事である。年に何件かは小規模な改良工事は実施しているのが実情である。

(委員) 入札にあたって地元業者をある程度考慮するというのも方針としてあるため、小規模業者も想定して応札できるような配慮があわせて必要と思う。他の自治体の例だが、小規模工事だと積算ミスがあったりする。そこで市が計算式が入ったエクセルシートを出したところ、ミスがだいぶ減ったという話もあるので、配慮をしていただきたい。

<審議結果>

～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出事案④の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④「公共汚水柵設置工事（藤岡町第3処理分区）」を資料に基づき説明。

～工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格並びに設定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

本工事は令和5年12月12日に不調となったものの再入札である。前回の入札との主な変更点は、管路路面覆工を追加し、それに伴い、交通誘導員を増員したこと。指名業者は、前回指名した6者の中から5者を指名した。指名しなかった1者は令和6年度に格付がA級となり、本件は、B級、C級、D級が対象の工事であるため、除外した。不調となった理由について、業者に対して聞き取りをしたところ、市が算出した設計額と業者が見積もった金額が乖離しているためとのこ

とだった。またその後の対応として、7月17日に、工法を変更し、格付がA級の者を指名し、再入札を行ったが、応札者がいなかったため、不調となった。

(委員長) 5月、7月の入札ともに指名業者から辞退した理由は聴取しているのか。

(事務局) 予定価格と積算した金額が合わないとのこと。歩掛で積算すると予定価格通りになるというのは理解しているが、会社にとっての利益が出ない。この予定価格で工事をやれば赤字になるということだった。実際の歩掛と実勢価格が乖離しているようにも思えるが、役所の設計だと土木工事は歩掛で設計せざるを得ない。

(委員長) 歩掛方式は外国ではやっていない。実は業者のサイドでは歩掛で見積りをするのと並行して、割り出しっていうことをやっていた。割り出しというのは、実際の仕事を下請けがどういう風に人間を配置してどういう風に材料を持ってきてやるかという、下請けの立場で金額を計算すること。歩掛方式というのは日本では手計算で標準の数でもってコンクリートでも土工でもみんな決めている。それを実際m³単価に換算して当てはめているから、工事によっては金が合わなくなったり余裕が出たり差が出る。積算方式を改良する必要があると思う。歩掛そのものの値段が合わなくなってくるのはしょうがない。

それともう一つ、業者の余裕が全くなくなっている。昔は工事が多いときに人間を揃えておき、工事が少ないときは人間が余るので勉強させていた。現場も必要な人間の他に3~4人そこへ連れてって勉強させていた。金額が合わなくても、長い付き合いで顔を立てるようにして、仕事をしていたが、時代だなどと思う。生産性向上とか人手不足対応だとかいうようなものは、単にいち自治体とかいち発注体だけでは解決できない大きな問題がバックにあると思う。

(委員) 指名業者数のところで、前は6名だったのが今回は5名であり、それは一番上の方がAランクに変わったからだが、その残りの5名は前回と同じ業者だったのか。

(事務局) 前回とその残りの業者は全く同じ業者である。

(委員) 一般的に不調になって入札を2度目にやり直すときは、同じ業者を指名するのが通例なのか。

(事務局) 設計内容が変わっていなければ全部業者さんは入れ替えて違う業者さんを指名する。今回については工事を追加して、設計内容が変わったので、まったく同じ業者さんを指名し入札をした。

(委員) 前のメンバーで全部不調になったため、指名業者を変えてみようかとかそういう発想はないのか。設計内容に変更があるかどうかのところ、区別をつけているのか。

(事務局) なるべく地元の工事は地元の業者を指名したいとの考えもあり、今回は変えずにそのままとした。

(委員) 今回不調案件を取り上げたのは、例えば時期をずらせば応札者が出てくるようなものであったり、工夫の仕方によっては改善できるものもあると思うが、積算上採算が取れないというようなことがあれば、入札を繰り返したところで不調に終わると思われるので、栃木市として対応できるところは少し対応していただきたい。

(委員長) 一つ一つの案件として小さすぎるため、普通の歩掛でやると採算が取れないということだと思う。解決できない問題がある。

(委員) 今回の案件は夏場の工事であり、多少工期が遅れても多分支障がないと思うが、年度後半の発注となると工期を確保することができない。結局不調案件については随意契約になってくるが、果たしてそれが適切な契約かという疑念も出てくるので、まず不調を減らしていく、再入札を減らしていくということも工期を確保する一つの方策であるため、その点はぜひご留意いただきたい。

<審議結果>

～審議事項④了承～

【議題（３）】

(委員長) 議題の（３）その他について、委員、事務局から何かあるか。

～なし～

(事務局) 閉会を宣言する。

～終了～